

安倍 9 条改憲 NO!  
千葉県民集会

日時: 4月7日(土)13:00~  
場所: 千葉市中央公園

# ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール [chibarouren@axel.ocn.ne.jp](mailto:chibarouren@axel.ocn.ne.jp)

第 316 号 URL 版 2018 年 3 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

# 内部留保を活用し労働者の 賃上げを

## 18春闘決起集会&宣伝行動

千葉労連は、2018 年春闘決起集会を 2 月 24 日、自治体福祉センターで開催しました。決起集会では房総法律事務所小林幸也弁護士を講師に迎え、『働き方改革推進一括法案は問題だらけ』と題し学習、問題点を鮮明にし、今後 2018 年春闘でのたたかひの意思統一をおこない、終了後に千葉駅前で宣伝行動をしました。

### 法案の一括審議は問題点だらけ

講演では、小林弁護士が現在出されている一括法案には、様々な問題点があると指摘しました。第一に、改正する 8 つの法律の一つひとつの法改正をするにあたって、どれ一つ重なる法律がないので一括審議をする必然性がないこと。第二に、労働時間の規制強化と規制緩和を同時におこなうので、法改正の方向が真逆であり、一括審議に不適格であることを指摘。その上で、政府の狙いは『働き方改革』の美名のもと、問題だらけでわかりにくい制度を一括して成立させてしまおうとしているものであり、何としても成立を阻止しようと強調しました。

その後、JMITU の酒井さん、郵政ユニオンの深山さん、県国公の千葉さん、松戸労連の嶋村さんが、2018 年春闘での取り組みを紹介しつつ、決意表明しました。

### 外に出て通行人にアピール行動

15 時から JR 千葉駅、クリスタルドーム前、そごう前、フクロウ交番前にて、ビクトリーマップと春



春闘要求を訴える参加者

闘ビラを折り込んだティッシュを配布しながら、大幅賃上げを実現しようと、官民共同大宣伝行動をおこないました。全体で 70 名が参加し、2000 個のビラ入りティッシュが 1 時間弱で全てなくなりました。各単産の仲間が精力的に、大幅賃上げをはじめとする春闘要求を訴えました。

### 行動することの重要性を実感

千葉労連の春闘決起集会&宣伝行動に初参加した自治労連の青年は、「働き方改革の中身などは全然知らなかった。今回決起集会で中身を知ってぞっとした。おそらく法案の中身を知らない人はまだたくさんいる。少しずつでも宣伝行動をして、多くの人に知らせていくことが大事であると感じた」という感想を述べました。



2000 個のチラシ入りティッシュを配布

## 春闘で全国 23 万人が奮闘

### 3. 15 千葉県春闘統一行動日

千葉労連は、春闘の回答指定日翌日の春闘 50 万人統一行動の一貫として、3 月 15 日の昼休みに県庁前行動を実施しました。

冒頭、本原議長が主催者あいさつをして、山崎事務局長が情勢及び 18 春闘要求と闘いの経過・到達点を話しました。その後、新婦人と千商連から連帯のあいさつ。自治労連、医労連、JMITU が決意表明をおこないました。最後に徳田副議長が閉会あいさつをおこない、回答を押し上げ要求実現に向けて、引き続き行動していくことを確認しました。

また、午後は自治労連、医労連、全教、JMITU、労連から 7 名が参加し、千葉県と千葉労働局に対して要請行動。

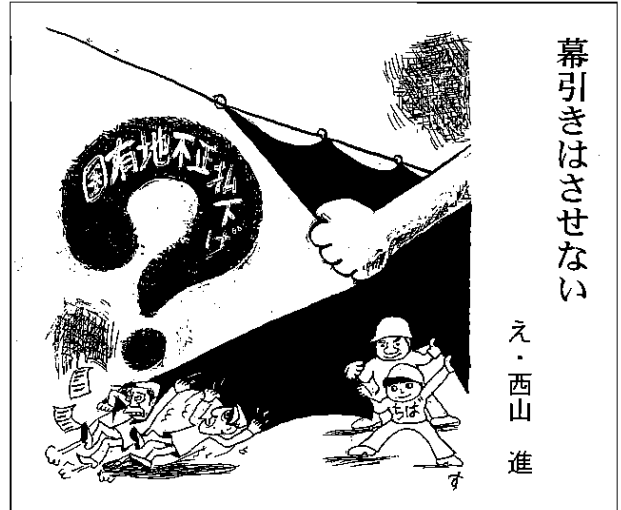
労働局への要請行動では、懇談申し入れとして要請書を提出 (4 月 1 日以降、人事異動後に実施する方向で調整)。千葉県への要請懇談では、要請項目概要説明後、参加者から要望が出されました。そして窓口担当の雇用労働課に対して、労働環境の改善に向けてこれまで以上に尽力することを求め意見交換をしました。

雇用労働課は副課長含め 3 名が対応し、要請内容を受け止め、担当部局に伝えることを確認しました。

# 波濤

早稲田大学法学学術院教授水島朝穂さんが、「違法な命令、犯罪につながる命令

に対する不服従の原則が世界的に確立されている」という話をされた。今の政府は、この原則をきちんと理解していない人たちが構成されているのではないかと▼財務省の森友学園関係の文書改ざんは、全容解明が待たれるが、この原則が通用しない別次元の存在を感じた。もともと権力者の横暴を縛るための「憲法」という大原則に目を背けている人たちだ。公務員を権力者の手先として業務させ、能力評価制度で縛り、賃金で操る▼立憲主義を貫くことで、全体の奉仕者である公務員本来の姿勢と権力の横暴に屈しない誇りを示したい。



幕引きはさせない

え・西山進

【2面】

## 国民監視・市民運動に圧力

### 3. 16 共謀罪法廃止学習会



学びは力  
みんなで共謀罪法廃止を

#### 警察が職権乱用

船橋市では市民の宣伝行動に、巡回中の市職員が「中止しろ」と警察を呼ぶ事態が発生。神奈川では「一切の宣伝行動禁止」の看板が設置され、明乳争議団の本社前行動では警視庁が装甲車で乗り付け、ビラを配布してる人たちに警告を発し「これ以上続けたら逮捕する」などの暴挙がおこなわれてきました。いずれも申し入れをして「行き過ぎた面があった」と謝罪をうけましたが、警察の権力乱用が顕著にみられるようになってきました。

こうした情勢の下、共謀罪廃止千葉県連絡会は『大垣警察市民監視違憲訴訟』の弁護団・事務局

長の小林明人弁護士を講師に招き 52 名で学習。大垣警察が市民運動に不当に介入した事例を学びました。

大垣事件は共謀罪法成立より約 3 年前の 2013 年 7 月に発生。中部電力子会社・シーテック社の風力発電所計画に対して、住民が『土砂崩れ』『景観破壊』『低周波音による健康被害』などに懸念を抱き、勉強会をおこなったことに端を発します。

#### 警察が情報リーク

岐阜新聞に「大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われた」と報道されますが、それを受けた警察が情報を収集。シーテック社を警察署に呼び出し情報を提供しました。

「新聞報道は 11 名とあるが実際は 9 名だったことを参加者からの情報で把握している」「主催者は自然破壊行為や希少動物保護運動にも反対しており、岐阜コラボ法律事務所ともつながっている」「大垣市に K 氏という自然破壊に敏感に反対する人物がいる。繋がりをもちられるとやっかいなことになりかねない」「大きな市民運動に展開すると御社の事業も進まないことになる」など、大垣警察がシーテック社に情報を漏らしました。



## 警察が市民を監視

重大な問題は情報漏洩だけではありません。大垣警察が犯罪者でもない市民を監視していること、健全な市民運動に横やりをいれて、市民活動があたかも犯罪の準備行為のように扱い、市民の口を封じようとしていることです。

2016年12月に国と岐阜県を提訴し、現在係争中です。小林弁護士は「これは共謀罪の先取りのな事件。裁判に勝利し、自由にものを言える社会を守っていきたい」と訴え、共謀罪廃止こそが表現の自由と民主主義をまもり、戦争への道を防ぐ運動であることを全体で確認しました。

## 5年働いたら無期雇用へ転換

### 無期雇用転換の宣伝行動

千葉労連と千葉労連ユニオンは「直接・無期雇用へ！大作戦」として、2月15日に海浜幕張駅北口で、3月7日には南口で、また2月21日に千葉大学がある西千葉駅北口で、大企業関連会社などに勤める有期労働者や非常勤講師に向けて、宣伝を行いました。

宣伝では、2013年に適用された改正労働契約法により、5年以上有期雇用で働いている労働者は、会社側に申し出れば無期雇用労働者になれるというルールを、チラシ入りのティッシュを配って通行人に知らせました。

千葉労連の労働相談センターには、この無期転換ルールを逃れる脱法行為として、雇い止めを通告された労働者からの相談が相次いでいます。宣伝では「無期雇用転換に関わることで、会社からなにか不当な対応をされたら、千葉労連の労働相談にお電話下さい」と訴えました。

チラシの受け取りもよく、配布するチラシがなくなってもチラシを下さいと言ってくる女性もいました。さらには「駅でチラシを貰った。もっと、欲しいです」と労働相談ホットラインに電話してきた契約社員もいました。

3日間の宣伝で、チラシとティッシュを1000枚以上配り、有期雇用労働者の無期転換ルールについての関心の高さがうかがえました。こうした状況を受け、千葉労連ユニオン書記長の遠藤さんは、「有期労働者の要求に応じて、労働組合に入って、無期転換を実現しようと訴えていくことが大切だ」と訴えていました。

## 年間で2万8千円も安くなった！

### 年金者組合が共済&見積もり説明会を開催

年金者組合共済会は2月22日、安房支部の組合員を対象に共済&自動車共済見積もり説明会を開催し、全体で12人が参加しました。

説明会では、年金者組合共済担当の麻生さんが、現在ある自転車保険制度が個人賠償責任保険&交通災害共済に変更される説明をおこない、その後、千葉労連・千葉地方共済会の佐々木さんが自動車共済の見積もりを取りました。

8人8台の見積もりを取り、全ての人が前加入保険会社の保険料よりも安くなり、最大で2万8千円も安くなった人もいました。

千葉労連・千葉地方共済会では、自動車共済の見積もりを随時受け付けています。興味のある方は千葉労連にお問い合わせください。

## 労働相談一ヶ月 ～派遣社員の 2018 年問題～

- Q 1 登録派遣社員として A 社で 8 年間働いています。派遣会社の担当から 3 月一杯で更新しないとされました。理由を聞いても、生返事をするだけで納得のゆく説明をしてもらえません。
- Q 2 派遣会社社員として B 社で 5 年勤務。担当から 3 月末で B 社勤務が終わり、4 月から別の会社を探すから休んでくれと言われました。無給と言われましたが、仕方ないのでしょうか。A 雇用保険制度は、あまり制度の内容が知らされていないので、相談のような誤解が起きたものと思います。

A 派遣社員の方からの相談です。Q 1 は、「無期転換ルール」が 4 月から始まることに対する脱法行為のひとつと思われまます。「無期転換ルール」は 5 年前に労働契約法が改正になり、期間の定めのある労働者が、継続して 5 年以上勤務し、1 回以上更新がおこなわれ、本人が申し出た場合、雇用主は「期間の定めのない」契約を結ばなければならないというルールです。そのため、無期契約にしない方法として、雇い止めするケースが横行しています。特に、派遣会社の場合は経営体力が弱く、無期契約社員を抱え込めないため、雇い止めが多発すると懸念されています。

Q 2 の相談も同様の内容になりますが、相談者はすでに「期間の定めのない契約」で働いているため、派遣会社との間では、無期転換の問題はありません。しかし、派遣先の会社との関係では問題が残ります。また、派遣会社の都合で自宅待機となった場合は、休業手当が 60% 支給されることとなります。無給と言う話は法に違反します。

なお、派遣社員は、9 月末から「3 年ルール」が始まります。長く働いていた仕事から転換や雇い止めがおこなわれる可能性があります。これらの話しが出された時は、必ず労働組合に相談してください。【中林】